

申 請

平成24年9月12日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

茨城県知事
橋本 昌

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づく平成24年8月30日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。
日立市において産出された茶(二番茶以降)
- 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

日立市で産出される二番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

	品 目	地点(※)	採取日	測定結果
				放射性セシウム(Bq/kg)
日立市	二番茶(飲用茶)	日立市①	H24 8/7	4.7
		日立市②	H24 8/29	2.4
		日立市③	H24 9/3	1.4

(※)

検査地点の選定方法

日立市は、本県の北東部に位置し、北側は高萩市、西側は常陸太田市、南側は那珂郡東海村に接しており、東側は太平洋に面している。

茶については、市の西部に位置する旧中里村及び北西部の旧十王町高原地区に点在するが、その多くは旧中里村に集中している。

なお、販売農家は存在せず、すべてが自家用に栽培されているものである。

日立市は、平成23年度のモニタリング検査を実施していないが、今回の検査圃場は、地理的な広がりや市が実施した空間放射線量の結果を考慮し、旧中里村2か所(入四間町及び中深萩町)と旧十王町1か所(十王町高原)を選定した。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、モニタリング検査を実施し、公表していく。

4 解除後の出荷管理

今回の解除申請地区である日立市は、すべて自家用であり、販売されるお茶は無い。

これまでに、23年産茶については茶葉をすべて処分し、24年産にむけては、栽培管理による放射性セシウムの低減対策として、深刈りを実施するとともに、工場への入荷先の記録に加え、第三者への譲渡先等の捕捉を可能とってきた。

また、日立市においては食用に供する茶の生産はないが、今後、このほかに食用に供する茶の生産が開始された場合には、改めて検査を実施することとし、

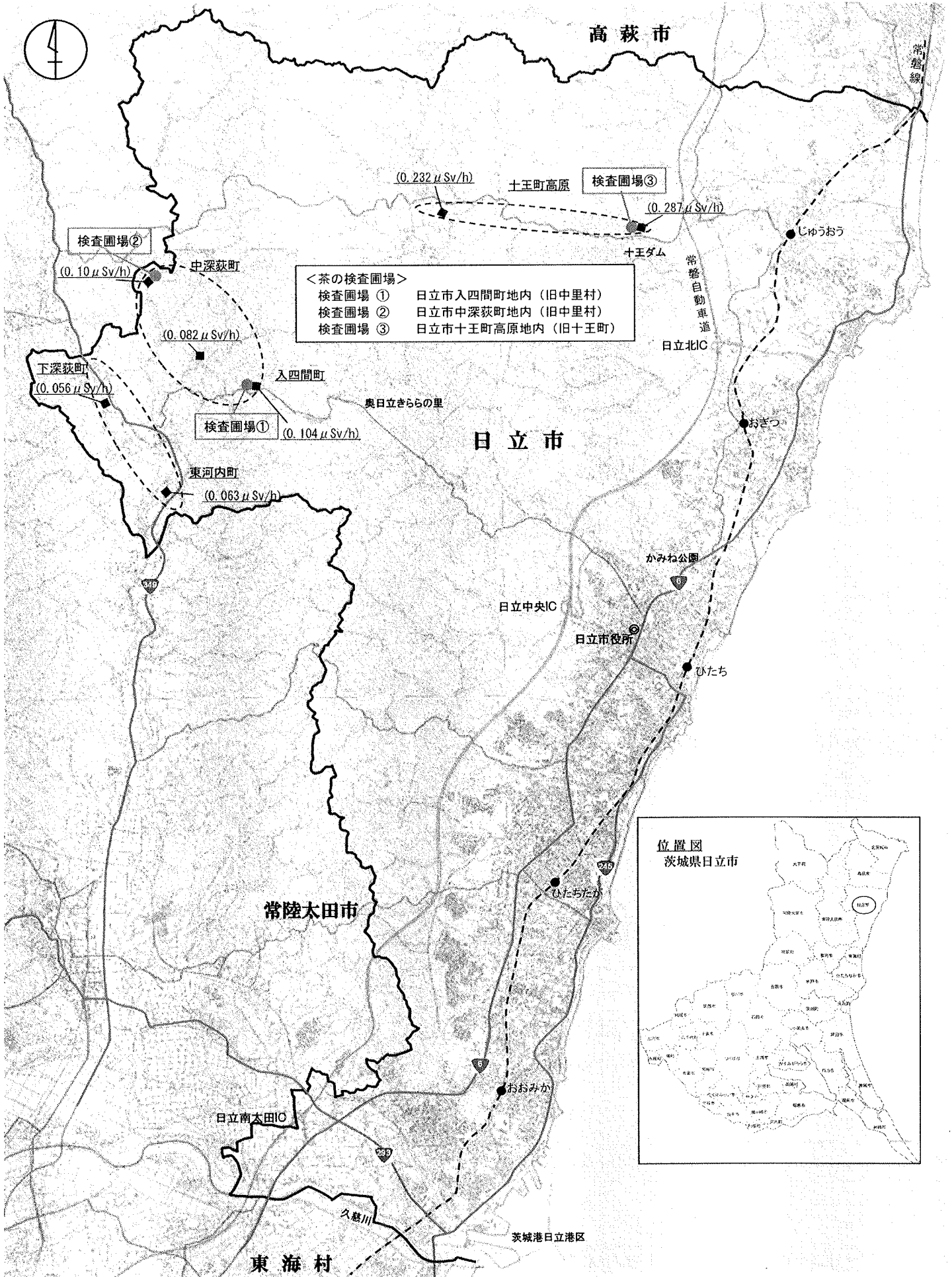
食用に供する茶の基準値である100Bq/kgを超過した茶を流通させないよう文書及び巡回による指導を実施する。

また、すでに出荷制限が解除された古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町、大子町、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、城里町、石岡市、鉾田市、水戸市、高萩市の14市町及び今回解除申請する日立市の計15市町を除く茨城県下29市町村で産出された茶については、引き続き、流通させないよう、当該市町村、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施する。

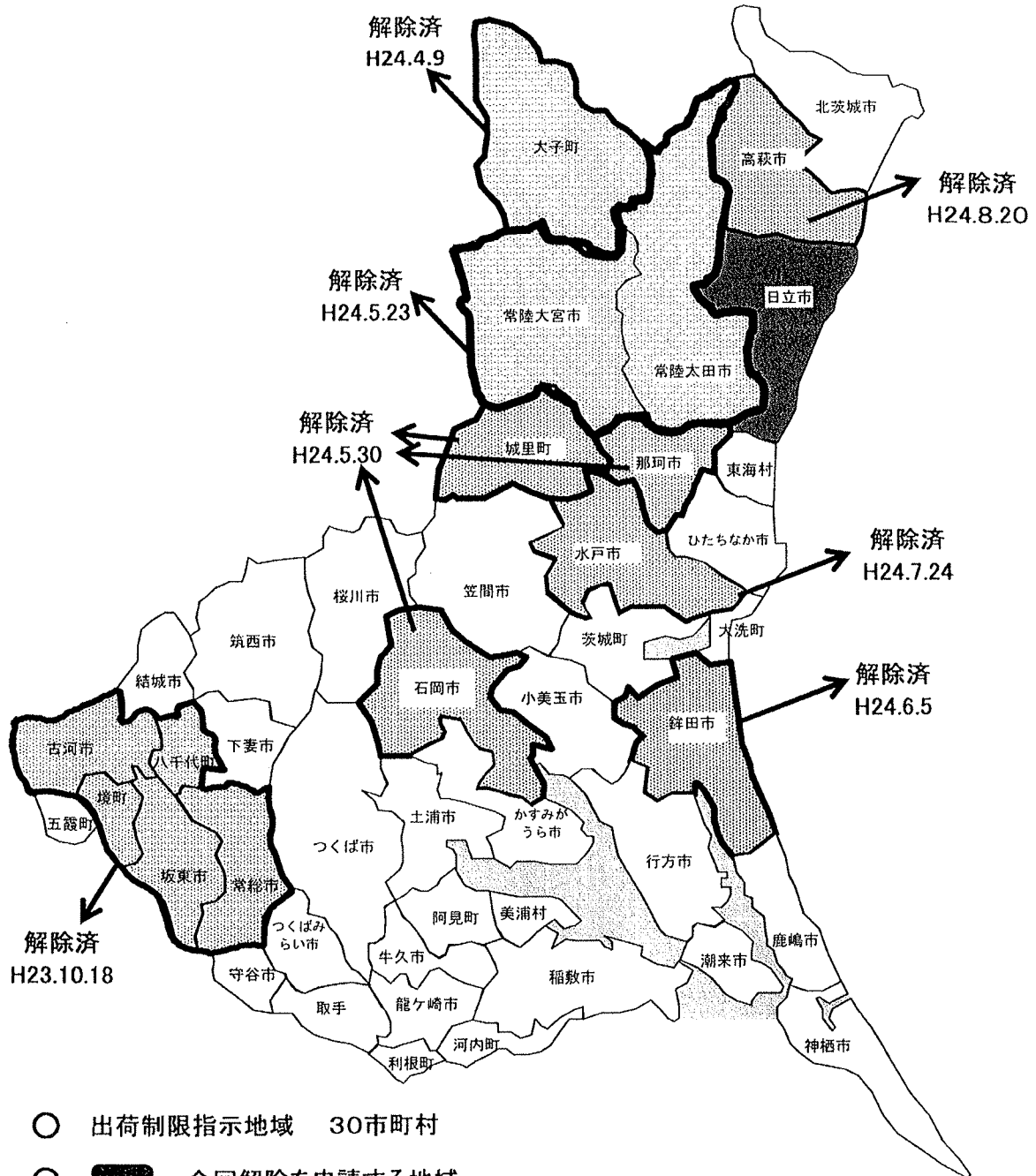
さらに、当該市町から生産された荒茶には、市町村名等の表示の徹底を図る。

- 5 解除後のモニタリング検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応
基準値を超える結果が出た場合には、当該市町の茶について、すみやかに出荷自粛を要請する。

日立市における検査地点



茨城県における茶の出荷制限の解除申請状況



市町村名	(ha, 戸)	
	栽培面積	農家戸数
日立市	1	25
合計	1	25

栽培面積 : H18農林水産統計年報より
 農家戸数 : 農家は全て自家用
 日立市調査